

○經濟産業省告示第八十二号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百四十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正する。

令和元年九月五日

經濟産業大臣臨時代理

国務大臣 茂木 敏充

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸	三　その他貨物の輸入に関する事項は、次のとおりとし、令第四条第一項第三号の規定による輸

入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～8 「略」

9
(1)～
(5) 「略」

(6) 二の表の無い水銀に関する水俣条約第

入の承認を受けるべき場合は、6から8までの貨物を輸入するときとし、同号の規定による輸入の承認を要しないものとする同条第二項の規定により行うべき手続は、6の貨物を輸入する場合においての6の(1)から(5)までの区分に応じそれぞれに定める大臣の確認、7の貨物を輸入する場合においての経済産業大臣の確認又は8の貨物を輸入する場合においての8の(1)から(10)までの区分に応じそれぞれに定める書類の税関への提出とする。

1～8 「略」

9
(1)～
(5) 「略」

(6) 二の表の無い水銀に関する水俣条約第

三条 1(a)に規定する水銀の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コモロ、コスタリカ、クロアチア、キューバ、チエコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エリトリア、エクアドル、エルサルバドル、エスランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア

三条 1(a)に規定する水銀の二号承認を要しない国又は地域は、次のとおりとする。

アフガニスタン、アンティグア・バーブーダ、アルゼンチン、アルメニア、オーストリア、ベルギー、ベナン、ボリビア、ボツワナ、ブラジル、ブルガリア、ブルキナファソ、カナダ、チャド、チリ、中華人民共和国（香港及びマカオを含む。）、コスタリカ、クロアチア、キューバ、チエコ、デンマーク、ジブチ、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、エストニア、エスワティニ、フィンランド、フランス、ガボン、ガンビア、ドイツ、ガーナ、ギニア

ナ、ギニア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラ
ンジュラス、ハンガリー、アイスランド、
インド、インドネシア、イラン、アイルラ
ンド、ジャマイカ、ヨルダン、キリバス、
クウェート、ラオス、ラトビア、レバノン
、レスト、リヒテンシュタイン、リトアニ
ア、ルクセンブルク、マダガスカル、マリ
、マルタ、マーシャル、モーリタニア、モ
ーリシャス、メキシコ、モナコ、モンゴル
、モンテネグロ、ナミビア、オランダ、ニ
カラグア、ニジエール、ナイジエリア、ノ
ルウェー、パラオ、パナマ、パラグアイ、
ペルー、ポルトガル、モルドバ、ルーマニ

ア、ギニアビサウ、ガイアナ、ホンジュラ
ス、ハンガリー、アイスランド、インド、
インドネシア、イラン、アイルランド、ジ
ヤマイカ、ヨルダン、キリバス、クウェー
ト、ラオス、ラトビア、レバノン、レスト
、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルク
センブルク、マダガスカル、マリ、マルタ
、マーシャル、モーリタニア、モーリシャ
ス、メキシコ、モナコ、モンゴル、ナミビ
ア、オランダ、ニカラグア、ニジエール、
ナイジエリア、ノルウェー、パラオ、パナ
マ、パラグアイ、ペルー、ポルトガル、モ
ルドバ、ルーマニア、ルワンダ、セントク

表中の「」は注記である。

ア、ルワンダ、セントクリストファー・ネービス、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スリランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリリア、タイ、トーゴ、トンガ、ツバル、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア

ア
リストファー・ネービス、セントルシア、サモア、サントメ・プリンシペ、サウジアラビア、セネガル、セーシェル、シエラレオネ、シンガポール、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スリランカ、パレスチナ、スリナム、スウェーデン、スイス、シリリア、タイ、トーゴ、トンガ、ウガンダ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ、バヌアツ、ベトナム、ザンビア

附 則

この告示は、令和元年九月五日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 三の9の(6)中「ナミビア」を「モンテネグロ、ナミビア」に改める改正規定 令和元年九月八日

二 三の9の(6)中「コスタリカ」を「コモロ、コスタリカ」に改める改正規定 令和元年十月二十一日